ニ　第一項第四号に掲げる者　五万七千六百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万八千八百円）。ただし、特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円（七十五歳到達時特例対象療養に係るものにあつては、二万二千二百円）とする。

第二十三条の三の四第七項第二号中「特定疾患給付対象療養であつて」を「特定疾病給付対象療養であつて」に改め、同号ロ中「特定疾患給付対象療養に」を「特定疾病給付対象療養に」に改め、同号ロただし書中「特定疾患給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」を「特定疾病給付対象療養高額療養費多数回該当の場合」に改め、同項第三号中「特定疾患給付対象療養」を「特定疾病給付対象療養」に改め、同条第九項第二号中「第一項第二号」の下に「及び第三号」を加える。

第二十三条の三の五第一項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号ロ中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改め、同号ロただし書中「八万三千四百円」を「十四万百円」に改め、同号ロの次に次のように加える。

ハ　前条第一項第三号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　十六万七千四百円と、当該療養につき総務省令で定めるところにより算定した当該療養に要した費用の額（その額が五十五万八千円に満たないときは、五十五万八千円）から五十五万八千円を控除した金額に百分の一を乗じて得た金額（その金額に一円未満の端数がある場合において、その端数金額が五十銭未満であるときは、これを切り捨てた金額とし、その端数金額が五十銭以上であるときは、これを一円に切り上げた金額とする。）との合算額。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、九万三千円とする。

ニ　前条第一項第四号に掲げる者に該当していることにつき主務省令で定めるところにより組合の認定を受けている者　五万七千六百円。ただし、高額療養費多数回該当の場合にあつては、四万四千四百円とする。

第二十三条の三の五第十項中「（食事療養及び生活療養を除く。）」を削る。

第二十三条の三の七第一項第一号中「又は第三号」を「から第五号まで」に改め、同項第二号中「五十三万円」を「八十三万円」に改め、「、一」の下に「、次号及び第四号において同じ。」を加え、「百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同項第三号中「前号」を「第二号及び第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　基準日が属する月の給料の額が五十三万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額以上八十三万円を同項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員　百四十一万円

四　基準日が属する月の給料の額が二十八万円を第二十三条第一項に規定する総務省令で定める数値で除して得た額未満の組合員（次号に掲げる者を除く。）　六十万円

第二十三条の四中「三十九万円」を「四十万四千円」に改める。

附則第五十二条の五の二中「附則第五条第一項」を「附則第六条第一項」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第八条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第六項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「又はハ」を「からホまで」に改め、同号ロ中「五十三万円」を「八十三万円」に、「百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同号ハ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者　百四十一万円

ニ　基準日の属する月の標準報酬月額等が二十八万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ホに掲げる者を除く。）　六十万円

第二十二条の三第六項第二号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「又はハ」を「からホまで」に改め、同号ロ中「すべて」を「全て」に改め、「前年」の下に「。ハ及びニにおいて同じ。」を加え、「第二十九条の四の三第一項第二号の」を「第二十九条の四の三第二項に規定する」に、「六百万円」を「九百一万円」に、「百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百万円を超え九百一万円以下の場合　百四十一万円

ニ　基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（ホに掲げる者を除く。）　六十万円

第二十二条の三第六項第三号ニ中「すべて」を「全て」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部改正）

第九条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令の一部を次のように改正する。

第二十二条の三第六項第一号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「又はハ」を「からホまで」に改め、同号ロ中「五十三万円」を「八十三万円」に、「百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同号ハ中「ロ」の下に「及びハ」を加え、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　基準日の属する月の標準報酬月額等が五十三万円以上八十三万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者　百四十一万円

ニ　基準日の属する月の標準報酬月額等が二十八万円未満の被用者保険被保険者等又はその被扶養者（ホに掲げる者を除く。）　六十万円

第二十二条の三第六項第二号中「ハまで」を「ホまで」に改め、同号イ中「又はハ」を「からホまで」に改め、同号ロ中「すべて」を「全て」に改め、「前年」の下に「。ハ及びニにおいて同じ。」を加え、「第二十九条の四の三第一項第二号の」を「第二十九条の四の三第二項に規定する」に、「六百万円」を「九百一万円」に、「百二十六万円」を「二百十二万円」に改め、同号ハ中「すべて」を「全て」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ　基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が六百万円を超え九百一万円以下の場合　百四十一万円

ニ　基準日の属する月における厚生労働省令で定める日において当該国民健康保険被保険者の属する世帯に属する全ての国民健康保険被保険者について基準日の属する年の前々年の国民健康保険法施行令第二十九条の四の三第二項に規定する基準所得額を合算した額が二百十万円以下の場合（ホに掲げる者を除く。）　六十万円

第二十二条の三第六項第三号ニ中「すべて」を「全て」に改める。

（独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令の一部改正）

第十条　独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号イ中「十五万円」を「二十五万二千六百円」に、「五十万円」を「八十四万二千円」に改める。